

2013年8月7日

各位

株式会社埼玉りそな銀行

ハートトラスト「心の信託」の取扱開始について ～「感謝の言葉」お預りサービス付き～

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 上條 正仁）は、2013年8月9日（金）より、りそな銀行の信託代理店としてハートトラスト「心の信託」の取扱いを開始いたします。

この商品は、相続発生時にすぐ必要となるご資金を、お客さまがあらかじめ指定したお受取人※がいち早く受け取ることができる信託の機能と、お客さまが作られた「エンディングノート」をお預りし、お受取人へ確実にお届けするサービスを合わせてご提供するもので、りそな銀行では、昨年6月から取扱いを開始し、お客さまの関心・ニーズが高い商品です。

※ お受取人は法定相続人に限ります。

○ 信託の機能

通常、相続発生時のご預金等のお引き出しには一定の相続手続が必要ですが、このハートトラスト「心の信託」をご利用いただいた場合、相続手続の終了前であっても、葬儀費用や生活費の支払いなどで必要になるご資金をあらかじめ指定したお受取人がお受け取りになることが可能になります。

また、信託期間中の信託元本は、ご本人であればいつでもお引き出しいただくことが可能です。お客さまご自身で払戻し手続が不可能な場合には、お客さまの医療費に限定し、ご指定のお受取人がお引き出しになることもできます。

お客さまの「残されたご家族などに迷惑をかけたくない」、「信頼する人に将来の医療費を安心して委ねたい」というニーズにお応えします。

○ 「感謝の言葉」お預りサービス

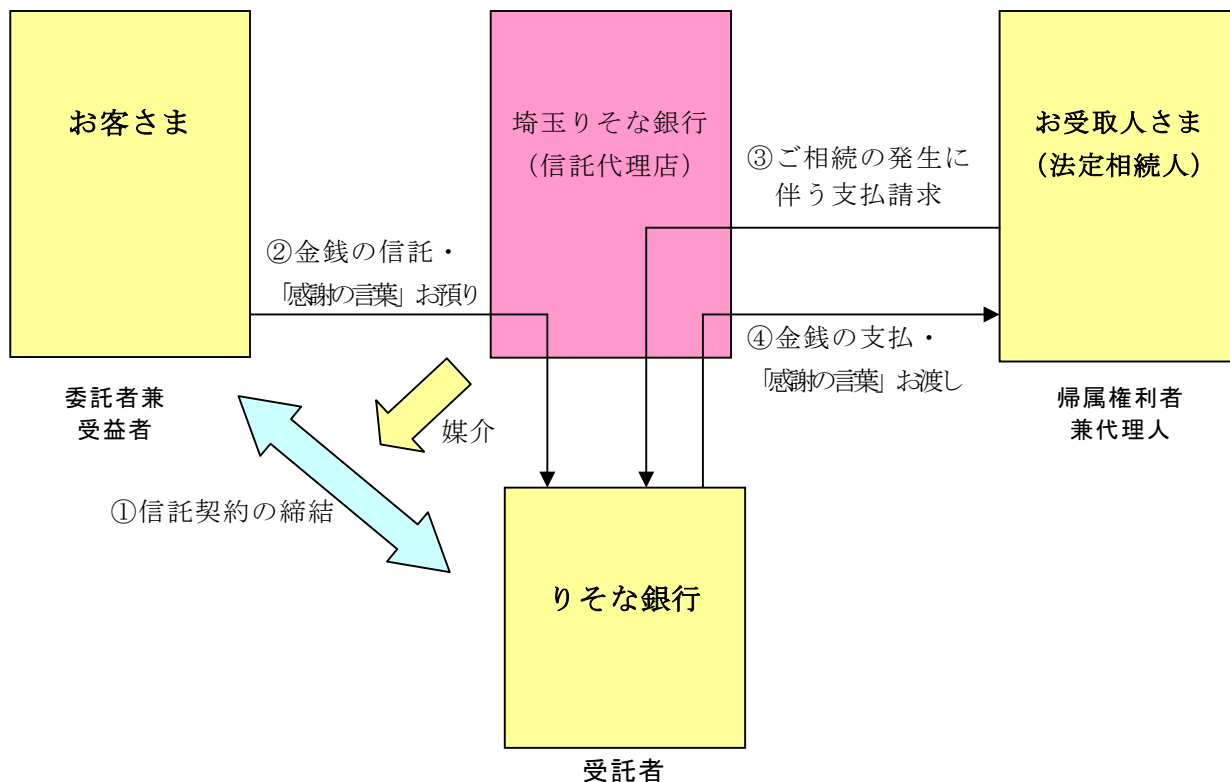
ご遺族の方々がお困りにならないように、身の回りのことや財産に関する情報、ご自身の思い出や系譜などを綴った自分史などを書き残す、「エンディングノート」への社会的関心が高まってきています。

こうしたニーズにお応えすることを目的に、りそなオリジナルの「エンディングノート」として、「オリジナルブック」と「オリジナルカード」をご用意しました。お客さまが作られた「エンディングノート」を銀行がお預りし、相続発生時にご遺族にお届けいたします。

お客さまの思いを形にして、ご相続が発生した際に、確実にお届けするお手伝いをいたします。

埼玉りそな銀行では、今後ともお客さまからの様々なニーズにお応えするため、りそなグループの信託の機能を生かした幅広いサービスの提供を行ってまいります。

(商品仕組み図)



【別紙】

○ハートトラスト「心の信託」商品概要

項 目	内 容
1. 商品名	ハートトラスト 心の信託 (合同運用指定金銭信託)
2. ご利用者(委託者兼受益者)	個人のお客さま
3. 信託財産のお受取人	[お客さまがお亡くなりになられた場合] お客さまの指定するお受取人(交付不能の場合はお客さまの相続人代表の方) [お客さまの生存中に信託を中途解約する場合] お客さまご本人
4. 預入金額	50万円以上 500万円以下
5. お客さまが直接的に負担する費用	この信託の設定から終了までの間にご負担いただく信託報酬、手数料等は以下および6. 7. に記載する手数料等の合計額です。信託報酬、手数料は運用状況等により変動するものを含むため、あらかじめ合計額等を表示できません。 ①設定時報酬：52,500円(税込) ②契約変更時報酬：31,500円(税込) ③定例管理報酬：お申し受けいたしません
6. お客さまが間接的に負担する費用	[運用信託報酬] 金銭信託の運用収益からお客さまへの配当額を差し引いた金額(元本に対して、年0.01/100から5/100の範囲内)を信託財産から申し受けます。 [その他の費用] 信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用(合同運用指定金銭信託およびその事務委託先の再信託における信託財産に関する租税および費用を含みます。具体的には、有価証券売買委託手数料、有価証券保管手数料、監査費用等がありますが、これらに限られません。)は、信託財産(合同運用指定金銭信託およびその事務委託先の再信託の事務に要する費用はこれらの信託財産)の中から支払う場合があります。これらの費用は信託財産の運用状況、保管状況等により異なり発生時まで確定しないため事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。
7. 中途解約時の取扱い	●次の場合に限り、委託者もしくは委託者の代理人(帰属権利者)は解約、一部解約の請求ができるものとします。 ①委託者からの解約(医療費への充当以外の理由による解約は帰属権利者の同意が必要です)、一部解約請求があるとき ②委託者の代理人(帰属権利者)から、委託者の医療費への充当を支払い事由として請求書または領収書と共に請求があり、りそな銀行が相当と認めたとき ●解約される場合は信託契約締結日からご解約のお申出の前日までに生じた税引き後の収益金の額を限度とし、金銭信託(元本補てん契約付)(期間5年以上)の中途解約手数料により算出した解約手数料を頂戴します。解約手数料は、市場金利の状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。 ●この信託はクーリング・オフの対象にはなりません(金融商品取引法第37条の6の適用はありません)。
8. 信託の終了事由	●この信託は、次の各号のいずれかに該当する場合には終了します。 ①委託者兼受益者が死亡したとき ②委託者兼受益者または代理人の解約により信託元本がゼロとなったとき

項 目	内 容
9. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 受託時および信託変更時に信託報酬を信託財産とは別に申し受けます。 ● この信託は、信託契約書および『合同運用指定金銭信託約款』によりお取扱いいたします。本商品をご利用の際には必ず本約款も併せてご覧ください。 ● この信託により財産を遺贈した結果、将来、委託者の相続時に遺留分の問題などで相続人間で紛争が生じる可能性があります。お申込みにあたりまして、十分にご検討のうえ、お申込み下さい。 ● お申込みに関しては、りそな銀行所定の事務手続きが必要となります。 ● 税金のお取扱いにつきましては、必ず税理士などの専門家にご相談ください。

このお知らせは、埼玉りそな銀行の「ハートトラスト心の信託」の取扱開始に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

【本商品のリスクについて】

- ・ この信託では、貸付金、株式等の有価証券で運用することもあり、貸出先や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、信託元本に欠損が生じる可能性があります。
- ・ 信託元本に欠損が生じた場合には、信託終了時にりそな銀行が補填します。ただし、りそな銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には補填を履行できない場合があります。
- ・ この信託の元本は預金保険制度の対象となります。
- ・ 利益の補足は行いません。この信託では、貸付金、株式等の有価証券で運用することもあり、貸出先や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、配当率が予定配当率を下回る可能性があります。

【商号、登録金融機関である旨、登録機関番号及び加入協会等の記載について】

- ・ 商号等／株式会社埼玉りそな銀行
登録金融機関／関東財務局長（登金）第 593 号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

○ 「感謝の言葉」お預りサービス

内容	お客さまより、思いを伝えるりそなオリジナルの「ブック」や「カード」をお預かりし、お客さまがお亡くなりになられた際にお受取人に一括して交付します。
お預り物品	所定の「オリジナルブック」「オリジナルカード」
手数料	再預かり時：一回につき 5,250 円（税込）